三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年12月21日

三朝町長

三朝町条例第27号

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第２（第７条関係） 三朝町営山田墓地　管理料 １区画　年額　<u>4,000円</u>	別表第２（第７条関係） 三朝町営山田墓地　管理料 １区画　年額　<u>3,000円</u>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（管理料の年額の特例）

２　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間における別表第２の管理料の年額は、この条例による改正後の別表第２の規定にかかわらず、年額3,500円とする。